## 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

## （第一面）

$\downarrow$ 変更する事項を○で囲む
下記のとおり宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち，
（1）商号又は名称
（2）代表者又は個人
（3）役員
（4）事務所
（5）政令第2条の2で定める使用人
（6）専任の取引主任者 について変更がありましたので，宅地建物取引業法第 9 条の規定により届け出ます。

令和○○年 ○○日
島根県知事 殿
届出者 商号又は名称 島根県不動産株式会社

商号•主たる事務所•代表者の変 郵 便 番た号
更の場合は変更後の内容を記入 $\rightarrow$ 所 在 地 島根県松江市殿町 1 番地
氏 名 島根 太郎
（法人にあっては，代表者の氏名）
＊印の欄には記入しないこと
電 話 番 号（0852）99－9999
ファクシミリ番号（0852）99－9999


項番 〇商号又は名称
11


項番 〇代表者又は個人に関する事項


受付番号


届出時の免許証番号

| 3 | 2 |
| :--- | :--- | :--- |

項番＠役員に関する事項（法人の場合）


$\square$
$\square$変更区分

1 1．就退任
2．氏 名


$\square$
$\square$
変更区分

■1．就退任
2．氏名
確認欄
$*$
届出時の免許証番号
32
（1） $\square$
事務所ごとに作成
項番

| 事務所の別 | 1 |
| :---: | :---: |
| 事務所の名称 | 本 | 1．主たる事務所

2．従たる事務所

| ＊事務所コード |  |  |
| :--- | :--- | :--- |





項番 ©専任の宅地建物取引士に関する事項





確認欄
的

備 考
1 各面共通関係
（1）届出者は，＊印の欄には記入しないこと。
（2）「届出時の免許証番号」の欄は，免許権者については，下表より該当するコードを記入すること。ただ し，免許権者が北海道知事である場合には，51～64のうち該当するコードを記入することとし，信託会社及び信託業務を兼務する銀行については，（記入例）イに従うこと。


| 00 | 国土交通大臣 | 16 | 富山県知事 | 32 | 島根県知事 | 51 | 北海道知事（石狩） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 17 | 石川県知事 | 33 | 岡山県知事 | 52 | 北海道知事（渡島） |
| 02 | 青森県知事 | 18 | 福井県知事 | 34 | 広島県知事 | 53 | 北海道知事（檜山） |
| 03 | 岩手県知事 | 19 | 山梨県知事 | 35 | 山口県知事 | 54 | 北海道知事（後志） |
| 04 | 宮城県知事 | 20 | 長野県知事 | 36 | 徳島県知事 | 55 | 北海道知事（空知） |
| 05 | 秋田県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 37 | 香川県知事 | 56 | 北海道知事（上川） |
| 06 | 山形県知事 | 22 | 静岡県知事 | 38 | 愛媛県知事 | 57 | 北海道知事（留萌） |
| 07 | 福島県知事 | 23 | 愛知県知事 | 39 | 高知県知事 | 58 | 北海道知事（宗谷） |
| 08 | 茨城県知事 | 24 | 三重県知事 | 40 | 福岡県知事 | 59 | 北海道知事（網走） |
| 09 | 栃木県知事 | 25 | 滋賀県知事 | 41 | 佐賀県知事 | 60 | 北海道知事（胆振） |
| 10 | 群馬県知事 | 26 | 京都府知事 | 42 | 長崎県知事 | 61 | 北海道知事（日高） |
| 11 | 埼玉県知事 | 27 | 大阪府知事 | 43 | 熊本県知事 | 62 | 北海道知事（十勝） |
| 12 | 千葉県知事 | 28 | 兵庫県知事 | 44 | 大分県知事 | 63 | 北海道知事（釧路） |
| 13 | 東京都知事 | 29 | 奈良県知事 | 45 | 宮崎県知事 | 64 | 北海道知事（根室） |
| 14 | 神奈川県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 46 | 鹿児島県知事 |  |  |
| 15 | 新潟県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 47 | 沖縄県知事 |  |  |

③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は，最初の口には下表から該当する元号のコードを記入するとと もに，$\square に$ 数字を記載するに当たっては，空位の $\square に 「 0 」 を " 訁 己 ⿱ ⿰ ㇒ 一 乂 二 灬 力 灬, ~ す る こ と 。 ~$

〔記入例〕


〔平成元年8月7日の場合〕

| $M$ | 明治 | $S$ | 昭和 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $T$ | 大正 | $H$ | 平成 |

（5）「役名コード」の欄は，下表から該当する役名のコードを記入すること。
ア 個人の場合には記入しないこと。
イ 代表取締役が複数存在するときには，そのすべての者について「01」と記入すること。
ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には「01」を記入すること。
工 商法第 188 条第 2 項第 9 号の規定に基づき登記された共同代表については，「10」を記入するこ

| 01 | 代表取締役 | （株式会社） | 04 | 代表社員 | （持分会社） | 13 | 代表執行役 | （株式会社） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 02 | 取締役 | （株式会社） | 05 | 社員 | （持分会社） | 14 | 執行役 | （株式会社） |
| 03 | 監査役 | （株式会社） | 07 | 理事 |  | 09 | その他 |  |
| 15 | 会計参与 | （株式会社） | 08 | 監事 |  |  |  |  |

（5）「登録番号」の欄は，宅地建物取引士である場合にのみ，その登録番号を記入すること。この場合，登録を受けている都道府県知事については，上記②の表から該当するコードを記入すること。ただし，北海道知事の登録を受けている場合は，51～64のうち該当するコードを記入すること。また，登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の $\square$ に「 1 」を記入すること。

〔記入例〕
（6）氏名の「フリガナ」の欄は，カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入し，その際，濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また，「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入するこ
と。
（7）「所在地市区町村コード」の欄は，都道府県の窓口備え付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村コードを記入すること。
（8）「所在地」の欄は，⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名，街区符号，住居番号等を，「丁目」，「番」及び「号」をそれぞれー（ダッシュ）で区切り，上段から左詰 で記入すること。
［記入例〕 $\square$
2 第一面関係
（1）（1）から（6）までの事項については，該当するものの番号を○で囲むこと。
（2）商号又は名称の「フリガナ」の欄は，カタカナで上段から左詰で記入し，その際，濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また，「商号又は名称」の欄も，上段から左詰で記入すること。
③ 項番12の届出は，次の区分に応じ，それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。 ア 代表者の交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する こと。
イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する こと。
3 第二面関係
項番2 1 の届出は，次の区分に応じ，それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する こと。
1 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，
ウ 代表者以外の役員を削減した場合「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，「変更前」の欄にのみ記入すること。
工 代表者以外の氏名に変更があった場合「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する こと。
4 第三面関係
（1）第三面は，項番30の事務所ごとに作成すること。
（2）「事務所の別」の欄は，該当する番号を記入すること。
③ 項番 3 0 の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は，その辺項の有無にかかわらず，変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし，事務所を新設した場合は，当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
（4）項番 3 1 の届出は，次の区分に応じ，それぞれ次の当該区分に定めるところにより作成すること。
ア 事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「 1 」を記入するとともに，「変更後」の欄にのみ記入すること。
イ 事務所を廃しした場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，「変更前」の欄にのみ記入すること。
ウ 事務所の名称及び所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する こと。
⑤ 「電話番号」の欄は，市外局番，市内局番，番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り，左詰で記入する こと。

〔記入例〕 $\begin{array}{lllllllllllll}0 & 8 & 5 & 2 & - & 9 & 9 & - & 9 & 9 & 9 & 9\end{array}$
（6）「従事する者の数」欄は，右詰めで記入すること。
（7）項番32の届出は，次の区分に応じ，それぞれ当該区分に定めるところにより，項番 30 の事務所ごと に作成すること。
ア 政令第2条の 2 で定める使用人に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載す ること。
イ 事務所の新設に伴い，政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合
「変更区分」の欄に「 1 」を記入するとともに，「変更後」の欄にのみ記入すること。
ウ 事務所の新設に伴い，政令第 2 条の 2 で定める使用人を就任させた場合
「変更区分」の欄に「 1 」を記入するとともに，「変更前」の欄にのみ記入すること。

工 政令第2条の 2 で定める使用人の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する こと。
5 第四面関係
（1）第四面は，項番30の事務所ごとに作成すること。
（2）「事務所の別」の欄は，該当する番号を記入すること。
（3）項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は，その変更の有無にかかわらず，変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし，事務所を新設した場合は，当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
（4）項番41の届出は，次の区分に応じ，それぞれ当該区分に定めるところにより，項番 30 の事務所ごとに作成すること。
ア 専任の宅地建物取引士に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する こと。
イ 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，「変更後」の欄にのみ記入すること。
ウ 専任の宅地建物取引士を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに，「変更前」の欄にのみ記入すること。
エ 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに，「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する こと。

